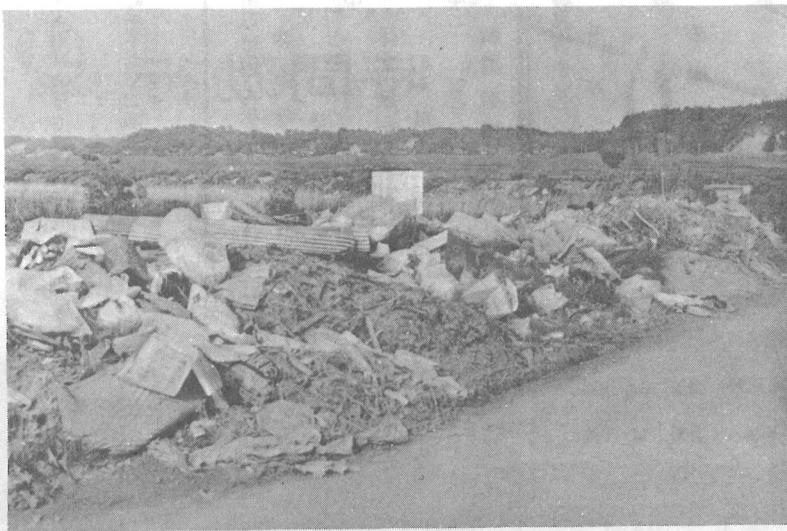


光町公害防止条例が制定

明るく住みよい町づくりに、”

四月二十日より適用

去る三月定例町議会で皆さんの健康と生活を守り、住みよい公害のない光町をつくるため、公害防止条例が議会で可決され、四月二十日より適用されることになりました。



悪臭を放つゴミの山

光町新井橋附近で

今日の公害は、工業化の進んだ都市で多くの問題を出していますが、私たちの町でも公害は全くないと私はいえません。幸にカドミウム等の有害な物質は当町から検出されておりませんが、悪臭、振動騒音等についての苦情が役場や保健所に届けられています。

町は、皆様からの公害苦情を保

健所と協力して、公害を発生した工場、事業所に対して立入検査をし、施設の改善について協力を呼びかけてきましたが、充分な成果をあげることが出来ませんでした。

しかし、この公害防止条例の制定により悪臭、振動、騒音のような地域的に公害規制基準が定められた他に工場、事業所の設置の届出が義務づけられ、さらにこれらに公害の責任者、公害防止の方法等について具体的に記入し町に届出なければなりません。

公害は町が規制し届出を義務づけただけでは防止出来るものではありません。あくまで工場、事業所側で公害を発生させないことを基本に事業活動を行なっていくことが必要です。

さらに私達の周囲から公害を発生させないために、町民の皆さん

— 207 —

のご協力により公害の監視を行ってゆきたいと思います。

◎町公害防止条例施行規則で届出を義務付けられた主なものは次のとおりです。

(届出を必要とする施設)

◎町公害防止条例施行規則で定められた規制基準

(一) 食糧品製造の用に供する施設

1 食糧品製造の用に供する施設
2 織維工場の用に供する施設

3 木材若しくは木製品の製造又はパルプ若しくは紙加工品の製造の用に供する施設

4 出版、印刷又はこれらの関連作業の用に供する施設

5 化学工業の用に供する施設

6 その他製造等に供する施設

(二) 騒音に係る施設

◎汚水又は廃液に係る特定施設の届出について

1 金属加工機械
2 圧縮機
3 送風機
4 粉碎機
5 建設用資材製造機械

6 木材加工機械
7 行走クレーン
8 冷凍機

(三) 特定建設作業

2 鋼打機

3 空気圧縮機

4 コンクリートプラント

5 ブルトーザー及びトラクター
ショベル

1 汚水又は廃液(畜産等を含む)に係る特定施設の届出は千葉県公害防止条例二十七条により町を通じ県へ届出しなければなりません。畜産等の届出頭羽数は次のとおりです。
牛馬 一〇頭以上
豚 五〇頭以上
鶏 一、〇〇〇羽以上
これらを飼育する畜舎